

浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画 各段階における概要

状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うため、あらかじめ発生段階を設け、各段階における対応を各項目に合わせて、具体的に示している。  
 新型インフルエンザ等の発生時には、これらの各段階における対策を柔軟に選択し実施する。

発生段階		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	緊急事態宣言が 発せられた場合の 緊急事態措置 * 必要最小限の対策を 選択して実行する。
対策の目的		・発生に備え、体制の整備を行う。	・県内発生に備えて体制の整備を行う。 ・県内発生の遅延と早期発見に努める。	・県内発生に備えて体制の整備を行う。 ・県内発生の遅延と早期発見に努める。	・感染拡大を出来る限り抑える。 ・患者に医療を提供する。 ・感染拡大に備えて体制の整備を行う。	・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限にとどめる。 ・市民生活・地域経済への影響を最小限にとどめる。	・市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	
主要6項目	各項目の主な対策	(政府対策本部、県対策本部設置)			(政府対策本部、県対策本部廃止)			・特措法第34条に基づく市対策本部の設置  ・県が実施する外出自粛要請や施設使用制限等の市民への周知  ・特措法第46条に基づく住民に対する臨時の予防接種  ・県が行う臨時の医療対策への協力  ・要配慮者への生活支援 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格安定 ・埋葬・火葬の特例
1.実施体制	・危機管理部門と健康部門を中心に全庁的な取り組み ・市対策本部等の設置	・行動計画策定、見直し ・「本市対策班」会議の定期的な開催		・本市警戒本部設置	・本市対策本部の設置		・本市警戒本部及び本市対策本部解散	
2.情報収集、提供	・市民、事業者等への迅速な情報提供 ・相談受付等の体制整備	・情報収集、提供体制の整備 ・対策の普及啓発	・積極的な情報収集 ・多様な媒体を活用し対策等に関する積極的な情報提供 ・相談窓口の設置				・第一波終息の発表 ・体制の縮小、見直し	
3.まん延防止	・個人及び職場にける感染症対策の普及・啓発	・個人及び職場における感染対策の普及		・個人、職場、地域における感染予防対策の強化			・第二派発生に備えた拡大防止策の見直し	
4.予防接種	・特定接種の実施 ・住民接種の実施	・庁内の特定接種体制構築 ・住民接種体制の構築	・特定接種の実施	・住民接種の実施			・第二波に備え新臨時接種の実施	
5.医療	・医療体制の維持確保への協力 ・医療機関等へ支援と市民への情報提供	・県が実施する地域医療体制の整備・医療の確保への協力と市民への的確な情報提供 〔帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置〕 〔確定患者は感染症指定医療機関へ移送、入院〕			移行期	・協力医療機関等での診察	・通常の医療体制にもどす	
6.市民生活・地域経済の安定及び生活環境の保全	・要配慮者への支援 ・生活関連物資等の安定供給	・要配慮者の把握及び生活支援等の検討 ・必要な物資の備蓄		・買占め、売惜しみ防止の呼びかけ	・要配慮者に対する生活支援の実施		・不要な措置の解除	
	・生活環境の保全	・火葬、埋葬の円滑な実施体制の整備	・一時遺体安置施設等の確保準備	・火葬場の火葬能力の把握		・遺体の安置場所、火葬体制の確保		

\* 緊急事態宣言：国民の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。